## 吉田町インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生の就業意識の向上及び町政に対する理解の促進を図るために実施する就業体験(以下「インターンシップ」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号) に基づく大学、短期大学等(以下「大学等」という。)に在学する学生で、 町長が認めるものとする。

(受入期間及び研修時間)

- 第3条 受入期間は、1月を超えない範囲内で、町長が必要であると認める期間とする。
- 2 研修時間は、午前8時15分から午後5時までとする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

(受入手続)

- 第4条 インターンシップを希望する大学等(以下「申請者」という。)は、吉 田町インターンシップ申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならな い。
- 2 町長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、インターンシップを行う学生(以下「研修生」という。)の受入れの可否を決定し、吉田町インターンシップ受入可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により研修生の受入れを決定した場合は、申請者と吉田町インターンシップに関する覚書(様式第3号)により覚書を締結するものとする。

(研修生の身分及び報酬等)

- 第5条 町長は、研修生に対し町の職員としての身分を付与しないものとする。
- 2 町長は、インターンシップに係る報酬等について支給しないものとする。 (服務)
- 第6条 研修生は、法令(町の条例、規則等を含む。)を遵守するとともに、町 の職員の指揮及び監督に従わなければならない。
- 2 研修生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 研修生は、インターンシップに当たり、知り得た秘密を第三者に漏らして

はならない。インターンシップ期間終了後も、同様とする。

4 研修生は、前3項の規定を遵守するため、誓約書(様式第4号)を事前に 町長に提出しなければならない。

(研修費用)

第7条 町長は、研修に要する費用を徴収しないものとする。

(事故責任等)

- 第8条 申請者及び研修生は、研修中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、研修中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。
- 2 研修生が、故意又は過失により町又は第三者に損害を与えた場合は、申請者及び研修生は、町又は第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

(研修の中止)

- 第9条 町長は、研修生が第6条第1項から第3項までの規定に違反した場合 及び町に支障を来すと認めた場合には、直ちに研修を中止することができる。 この場合において、町長は研修生及び申請者にその旨を通知するものとする。 (報告)
- 第10条 研修生は、インターンシップ期間終了後1月以内に吉田町インターンシップ報告書(様式第5号)又はこれに準ずる報告書を町長に提出しなければならない。

(適用除外)

第11条 この要綱は、資格取得のために行う学生の実地実習については、適用しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。